第２６期　第３回大津市農業委員会総会議事録

１　開催日時　令和８年９月１１日（金）１３時３０分から１６時２０分

２　開催場所　大津市役所新館７階特別会議室

３　出席農業委員（１８名）

１番	古田　博義	委員
２番	中山　敦生	委員
３番	上野　繁清	委員
４番	村田　省三	委員
５番	西村　　博	委員
６番	仲川　欣伸	委員
７番	正田　富美子	委員
８番	西村　和彦	委員
９番	東　　清信	委員
１０番	安井　善次	委員
１１番	片山　敏典	委員
１２番	山本　順一	委員
１３番	小嶋　政美	委員
１４番	上坂　雅彦	委員
１５番	服部　　学	委員
１６番	田村　喜昭	委員
１７番	中田　幸吉	委員
１８番	嶋口　吉信	委員

４　欠席農業委員（０名）

５　会議に出席した農地利用最適化推進委員（４名）

石塚　善朗	委員
奥村　洋治	委員
大伴　四郎左衞門	委員
比良岡　昭七郎	委員

６　説 明 員（２名）

農林水産課

７　傍 聴 人（０名）

８　議事日程

議案第 ５ 号　農用地利用集積等促進計画（所有権移転）の案に関する意見について

議案第 ６ 号　農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案に関する意見について
議案第 ７ 号　農地法第３条第１項の規定による許可申請について
議案第 ８ 号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について
議案第 ９ 号　農地法第１８条第１項の規定による賃貸借の解除の許可申請について
議案第１０号　農地利用最適化推進委員の辞任に同意することについて
報告第 ９ 号　農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出について
報告第１０号　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について
報告第１１号　農地法第３条の３の規定による権利取得の届出について
報告第１２号　農地の転用事実等に関する照会について
報告第１３号　滋賀県農業会議からの農地法第５条による諮問答申について
報告第１４号　和邇今宿の農地改良工事に係る対応について
報告第１５号　広報誌「みどりのこだま」第９９号について

９　事 務 局

事務局長、事務局次長、係長、主査

１０　会議の概要

事務局長　　ただいまから大津市農業委員会定例総会を開会させていただきたいと思います。

最初に、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いいたします。

前回は最初の定例総会でございましたので、先唱を会長にお願いしましたが、慣例では議席番号順となっております。つきましては、本日は議席番号１番の古田　博義　委員に先唱していただきたいと存じますので、よろしくお願いします。皆様、以後一斉にご唱和をお願いいたします。

＜　大津市農業委員憲章斉唱　＞

事務局長　　ありがとうございます。ご着席ください。

会議全体の司会進行は副会長の輪番制となっております。本日は中部選出の副会長であります上坂　雅彦　委員にお願いします。この後の進行について、どうぞよろしくお願い申し上げます。

副 会 長　それでは、議事に先立ちまして、本定例総会の成立について申し上げます。

本日は、全員に出席をいただいております。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、本定例総会は成立していることをご報告申し上げます。

次に、会長からご挨拶をいただきます。

会　　長　　＜会長挨拶＞

副 会 長　　会長、ありがとうございました。
それでは、議事進行につきまして、大津市農業委員会会議規則第５条の規定により、会長にお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願いいたします。

議　　長　　それでは、日程に従いまして始めさせていただきます。
議事録の整理のために、発言にあたっては挙手をいただき、そして議席番号と氏名を述べていただいた上で、ご発言いただきますようにお願いをいたします。
また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますよう、お願いいたします。
議事が円滑に進行できますよう、よろしくご協力をお願いいたします。
大津市農業委員会会議規則第１１条に基づき、本日の議事録署名人を指名させていたします。
６番　仲川　欣伸　　委員
７番　正田　富美子　委員
を指名いたしますので、お２人、よろしくお願い申し上げます。
先ほども申し上げましたように、本日事前に通知をさせていただいた議案とは別に、お手元に配付をさせていただいた次第書のとおり、追加議案を提出しております。本来は、この会議規則によりまして３日前までに招集、通知、公示をするということになっていますが、緊急、やむを得ない場合につきましてはこの限りでないということでございますので、よろしくお願いしたいということで提案をさせていただきました。詳細については、後ほど事務局から説明がありますが、内容につきましては、農地利用最適化推進委員の辞任に関するものでございます。追加議案といたしましたのは、先ほども少し触れましたが、辞任届の送達があった日から９月８日で、総会を招集するにあたっての通知に議案を載せることができなかったためでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
それでは、ただいまから議事に入ります。
まず初めに、議案第５号　農用地利用集積等促進計画（所有権移転）の案に関する意見についてを議題といたします。
それでは、農林水産課の説明を求めます。

＜農林水産課、資料に基づき説明＞

議　　長　　ありがとうございました。
続きまして、事務局から回答案の説明を求めます。

＜事務局、回答案の説明＞

議　　長　　ありがとうございました。
説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問ございますか。

（なしの声）

議　　長　　ご意見もないようでございますので、お諮りをしたいと思います。
議案第５号　農用地利用集積等促進計画(所有権移転)の案に関する意見について、回答案のとおりとすることに合意される方は挙手をお願いいたします。

＜採　決＞

議　　長　　挙手全員により、議案第５号　農用地利用集積等促進計画（所有権移転）の案に関する意見については、回答案のとおり、大津市長宛て回答することに決定いたします。
続きまして、議案第６号　農用地利用集積等促進計画(一括方式)の案に関する意見についてを議題といたします。
それでは、農林水産課の説明を求めます。

＜農林水産課、資料に基づき説明＞

議　　長　　それでは、続きまして事務局から回答案の説明をお願いいたします。

＜事務局、回答案の説明＞

議　　長　　ありがとうございました。
説明が終わりましたので、何かご意見・ご質問はございますか。

（なしの声）

議　　長　　ご意見等もないようでございますので、お諮りをいたします。
議案第６号　農用地利用集積等促進計画(一括方式)の案に関する意見について、回答案のとおりとすることに同意される方は挙手をお願いいたします。

＜採　決＞

議　　長　　挙手全員により、議案第６号　農用地利用集積等促進計画(一括方式)の案に関する意見について、回答案のとおり、大津市長宛て回答することに決定いたします。
次に、農地法の許可案件に係る議案に入ります。

お手元に農地法第３条・第４条・第５条の許可要件を説明した資料を備えつけていますので、許可・不許可の判断資料としてご活用ください。

なお、本テキストは、次回の総会でも使用しますので、持ち帰らないようご注意ください。

それでは、議案第７号　農地法第３条第１項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

＜事務局、資料に基づき説明＞

議　　長　　説明が終わりましたので、農地法第３条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定・移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いします。

No.１の木戸及びNo.２の南船路について、地元委員より一括してご意見をお願いいたします。

委　　員　　まず、１番です。８月２９日に譲受人と推進委員と私の３名で現地調査を行いました。所有者がお亡くなりになられ、ご親族が相続をされたんですが、営農が困難なために売却を決められたようです。譲受人は、既に田んぼを３筆作付、水稲をされておりまして、権利の移転後も現状のまま耕作が継続されることから、営農上の問題はないと判断いたしました。

続きまして、２番ですが、同じく８月２９日に譲受人の代理人と推進委員と私の３名で現地調査を行いました。譲渡人は、耕作が困難になったため売却を決められたようです。譲受人は、既に○○で２反ほどの田を営農されておりまして、今回譲渡の依頼を受け、畑をされることを決められたようです。機械等の道具は実家から借りられるとのことでした。その後、代理人から、申請者のご親族ですが、直接電話をしてお伺いしたところ、頑張って農業しますということでしたので、特段反対する理由がないというところでございます。

以上でございます。

議　　長　　ありがとうございました。

続きまして、No.３の伊香立南庄町及びNo.４の伊香立生津町につきましては、地元委員より一括してご意見をお願いいたします。

委　　員　　まず、３番の案件について説明いたします。去る８月２２日、推進委員と、譲受人立会いの下に現地を確認いたしました。譲受人は外国籍の方でありますが、既に○○で、昨年、８，０００㎡を購入して既に耕作をしています。今回も新たに６，０００㎡強を購入して、都合１万４，０００㎡を耕作するということで、去年から今年にかけまして機械、施設の整備を進めているところで、現在、全ての農地を耕作している状況です。この農地についても既に耕作をしています。

住まいは５㎞くらい離れていますが、毎週末、仕事の休みのときに、この田んぼの管理、耕作に来ていますので、これらの農地についても適正に管理してくれるものと思っております。

既に耕作しているので、いわゆる農地の許可の基本要件をクリアしていると思いますが、こうしたうちの地域では圃場整備をした優良農地が外国人によって取得される。この方は、今は一生懸命やっているんですが、将来的にしっかり管理してくれるのかどうかは何も分かりません。こういう外国籍の方がされる農地について、また皆さんのご意見を伺えたらなとは思います。地域計画を変更して、この方が耕作するというところです。

多文化共生、民族共生が言われる中で、外国人だからといって駄目よというわけにはいきませんのでやむなしと考えますが、一方で、国内の農地がどんどん外国人に所有されることの是非は、国としてもひとつ考える必要があるのかなと思います。防衛施設周辺の土地を外国籍の方が取得する場合には、重要土地調査法というのがあって、防衛省等がチェックをするというような制度はできていますが、農地については今のところありませんので、これからどうなっていくかなということは感じます。

４番の案件について説明をいたします。これについては、８月２８日、推進委員と当該譲受人の立会いの下で現地を確認させていただきました。この土地については、１０年前から〇〇さん親子が耕作をしているものです。今回は息子さんが譲受人となっています。彼は、今回、合同会社を立ち上げまして、その代表となっておられます。お父さんは認定農業者として既に１０haぐらいですかね、２人で耕作をしていまして、今回もこの合同会社の下で耕作されるということで、既にこの土地については耕作しているものです。大規模認定農業者として地域を支えていますので、ぜひご承認を賜りたいと思います。

以上です。

議　　長　　ありがとうございました。

続きまして、No.５の仰木二丁目につきましては、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委　　員　　まず、去る９月９日、推進委員と譲受人と、現地立会いをしました。

２０ページ見ていただけると、これ大分前の写真で青々としている写真なんですが、今、いつ刈ろうか、いつ刈ろうかと心配されていました。そもそもこれ、譲渡人は実のお姉さんでありまして、地区の昔からの慣習で、結婚するときに、そこの実家の田んぼも一緒に持参していったと。でも、嫁ぎ先もたくさんの田んぼがあって、家族みんなが食べる分の米は確保できるということで、譲受人さんがずっと耕作をしておられました。そのまま譲渡人も高齢になり、財産整理を進めていくうちに、自分のところもたくさん田んぼあるのに、さらに実家から譲り受けた分まで守れませんと。実家にお返しするという流れで譲渡の話が決まったようです。

今までも耕していらっしゃいますし、維持管理もしっかりしていらっしゃいますので、何ら問題ないかと思いますので、皆さんご審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

議　　長　　ありがとうございました。

続きまして、No.６の千野一丁目、千野二丁目及び千野三丁目につきましては、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委　　員　　事務局からの説明とちょっと重なってしまう部分があるかと思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

９月５日の土曜日ですが、譲受人である法人の代表者ほか１名と、また譲渡人については、千野一丁目の農地、４筆の畑の部分について立ち会っていただき、私と推進委員で現地調査及び譲受人、譲渡人双方からお話をお伺いしました。譲渡人は相続で農地を取得されたものの、今、住んでおられるのが市外で、また、ご高齢のため、維持もできないというところで、事業拡大を進めている譲受人に譲り渡されたものとなっています。１か所を除き現地は今も田んぼ、畑として活用、耕作されている農地であり、営農可能な農地であることを確認いたしました。

また、１か所、千野一丁目字深田の畑については、先ほど事務局から説明もございましたが、農地復元計画書が提出されていますが、畑として耕作できる農地として復元可能と判断させていただきました。譲受人は農地所有適格法人であり、既に田んぼ、畑を所有し、また多くの農地を借り入れて営農もされており、今後も耕作していく強い意志を持っておられ、農器具も所有されて、その能力もあると判断されます。

また、労働力の確保においても努められておられて、この点も問題はないと判断いたしました。

以上のことから、当該農地の取得については問題ないと判断してよいと考えています。

以上です。

議　　長　　ありがとうございました。

第７号議案、全て説明が終わりましたので、皆さんのご意見・ご質問いただきたいと思います。いかがでしょうか。

（なしの声）

議　　長　　ご意見等もないようでございますので、お諮りしたいと思います。

No.１について賛成の方は挙手をお願いいたします。

＜採　決＞

議　　長　　挙手全員により、議案第７号　農地法第３条第１項の規定による許可申請№１は許可することに決定いたします。
続きまして、No.２について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

＜採　決＞

議　　長　　挙手全員により、議案第７号№２は許可することに決定いたします。
続きまして、No.３について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

＜採　決＞

議　　長　　挙手全員により、議案第７号№３は許可することに決定いたします。
続きまして、No.４について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

＜採　決＞

議　　長　　挙手全員により、議案第７号№４は許可することに決定いたします。
続きまして、No.５について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

＜採　決＞

議　　長　　挙手全員により、議案第７号№５は許可することに決定いたします。
続きまして、No.６について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

＜採　決＞

議　　長　　挙手全員により、議案第７号№６は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第８号　農地法第５条第１項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

＜事務局、資料に基づき説明＞

議　　長　　説明が終わりました。８月２４日に実施いたしました現地調査は一日立会委員に調査をしていただきましたので、農地法第５条の農地転用の許可基準から見た審査状況について、２件まとめてご報告をお願いいたします。

委　　員　　ほとんど事務局から説明をしていただきましたが、去る８月２４日に、まずNo.１葛川の物件ですが、これ、本当に葛川の一番端です。そこに地元委員と推進委員、それに土地家屋調査士さんと譲受人の立会いの下に話をお聞かせいただきました。この譲受人が、この地域の自治会長をされてい

るみたいで、人がたくさんお越しみたいです。ここの入り口の里道が本当に狭い道なので、表のこの公道に面し、車が停めやすい広い駐車場が必要になったために、今回購入させてもらいますということでございました。

この隣地関係図のところにも、この里道と水路と明記されていたり、この土地利用計画図にも里道、水路というふうに、里道と水路があるよと書かれておるんですが、３３ページの写真①番を見ていただくと、この対象地、この赤く、四角くくくられているんですが、その右手に、この赤色のトタン屋根の家が建っていますが、その横にコンクリが敷かれています。コンクリ、普通の砕石のコンクリ、里道とその敷地を分けるため一段下がっていますので、そのためのコンクリで、写真見てもらっても水路はありませんでした。この民家の奥も今、農地は存在しておりません。聞きますと、大昔、この家の建っている裏に、畑とか小さな田んぼがあったみたいで、その頃は水を引っ張っておられたようですが、この奥の譲受人のご自宅の写っているその裏側は、もう荒れ放題の土地と、あと河原になっていましたので、水路はもう今存在していないのかなと。その奥にも水を必要とする農地はございませんでしたので、問題ないかと思われます。

続きまして、No.２の真野普門の土地なんですが、すみません、地元委員と推進委員、それと代理人立会いの下に、ここ結構広い土地だったんですが、周りを全部歩かせてもらいました。水稲、耕作されているところはありませんでした。ちょっと離れたところに、この４０ページの①の写真、向こうの方に白い家が建っていると思います。それの手前に田んぼがあったんですが、そこの排水は、この左側に青色の鉄板でもう壁がつくられていますが、この向こう側の排水路を通っていましたので、この②番の写真の青いこの鉄板の擁壁とこの圃場の間の水路、これはほとんど使われておりません。多分、大雨が降ったときに雨水が流れて、そのまま下流へ流れていくぐらいしか使っておられないのかなというような水路です。ここは申請地の外にありますので、この水路は一切触らないということでしたので、農業的には何ら問題ないかと思われますので、皆さん、ご審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

議　　長　　ありがとうございました。

続きまして、地元委員の意見をお伺いします。No.１の葛川細川町につきまして、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委　　員　　１番の案件について説明いたします。

これについては、昭和３９年にこの譲渡人の御主人が駐車場として農地法の許可を得ずに転用されている案件でして、今回顛末書の添付ということで処理されることで、やむなしというふうに思います。

以上です。

議　　長　　ありがとうございました。
続きまして、No.２の真野普門一丁目につきましては、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委　　員　　この案件につきまして、今の事務局と一日立会委員が説明していただいたとおり、私については何も言うことがないんです。
この案件につきましては、水路はこれ全部、青い壁のところの水路がついているの、これが普門の土地改良区の管理水路らしいです。それぐらいかな。それで、土地改良のほうも許可を得ていると思いますので、それとほか皆、隣接の田んぼは全部不耕作地で、何も問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　はい、ありがとうございました。
それでは、皆さんからご意見・ご質問をいただきたいと思います。
ご意見・ご質問ございませんか。

（なしの声）

議　　長　　ご意見等もないようでございますので、お諮りをしたいと思います。
No.１について賛成の方は挙手をお願いいたします。

＜採　決＞

議　　長　　挙手全員により、議案第８号　農地法第５条第１項の規定による許可申請No.１は許可することに決定いたします。
続きまして、No.２について賛成の方は挙手をお願いいたします。

＜採　決＞

議　　長　　挙手全員により、議案第８号No.２は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第９号　農地法第１８条第１項の規定による賃貸借の解除の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

＜事務局、資料に基づき説明＞

議　　長　　はい、ありがとうございました。
続きまして、地元委員より、ご意見をお願いいたします。

委　　員　　この件につきましては、８月１０日に推進委員と私が事務局２名の方から説明を受け、現場を確認いたしました。
賃借人は、〇〇歳と高齢でありまして、体力的にも耕作できる状況にな

いと考えます。
令和３年以降、当該地につきましては不耕作が続いており、またその頃辺りから娘婿さんがおられましたが、お亡くなりになられまして、現在に至っております。そのため、近年は雑草が相当繁茂し、年間２回程度は草刈り作業が行われておりました。直近では、８月８日頃に賃貸人が業者に委託されて行われていたことを確認しております。
また、小作人につきましては、詳細は分かりませんが、説明では、近年は令和２年に供託されている以外は支払いされていないと思われます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ありがとうございました。
事務局と、それから地元委員、それぞれ説明ございまして、何かご意見・ご質問いただきたいと思います。

委　　員　　事情、分かりました。契約解除の許可相当と思いますが、こうした場合に契約解除ですので、解約申出の許可ではないので離作料等は、直接許可、不許可とは関係ないかもしれませんが、発生するものなんですか。

議　　長　　事務局、お願いします。

事 務 局　　先月の段階で、合意解約を１度提案されているとき、離作料を一定、一応そのときは２０万円と聞いておりますが、２０万円で合意解約を打診されたようなんですが、それについても返事をされなかったというところで、契約の解除というふうな許可になってくるんですが、契約の解除になりますと、もう相手の方は特に何も支払うつもりはもちろんないので、離作料はゼロということになります。

議　　長　　よろしゅうございますか。

委　　員　　はい。

議　　長　　ほかございますか。

委　　員　　これは借りておられる方に対して、貸した方が請求をしなければいけないということはないんですか。請求していなかったら、そういうようなものが発生しないとか、何かそういうことが時々あると思うんですが、それは今回は関係ないんですね。

議　　長　　事務局、お願いします。

事 務 局　　実際にその辺りも事務局としても気になりましたので、督促なりしたの

かどうかというところを代理人の弁護士の方にも確認をさせてもらったんですが、その辺りの事実がこれまでどういう催促をしてきたとか、その辺りは正直なところ、ちょっと確認が取れませんでした。

実際、賃料のところももちろんあるんですが、もう一つは耕作をしないというところが一つ大きな点としてもあるのかなというところで、その賃料を払っていないというところと耕作はもうしていないというところで、賃貸借を継続させる意味合いがないのかなというふうな判断でもございますので、もうこれは解除でやむを得ないのかなと考えております。

議　　長　　ほかの方は何か質問ございますか。

（なしの声）

議　　長　　意見も出尽くしたようでございますので、お諮りをしたいと思います。

議案第９号について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

＜採　決＞

議　　長　　挙手全員によりまして、議案第９号、農地法第１８条第１項の規定による賃貸借の解除の許可申請については、許可相当と認めることに決定いたします。

なお、先ほども事務局から説明ございましたが、本議案に関しましては、許可しようとするときは、あらかじめ滋賀県農業会議の意見を聴かなければならないという規定をされております。農地法第１８条第３項で規定されているため、一般社団法人滋賀県農業会議に意見を求めることといたします。

それでは、続きまして議案第１０号、農地利用最適化推進委員の辞任に同意することについてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

＜事務局、資料に基づき説明＞

議　　長　　ありがとうございます。

説明が終わりました。何かご意見・ご質問ございますか。

（なしの声）

議　　長　　意見もないようでございますので、お諮りをしたいと思います。

議案第１０号について、辞任に同意することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

＜採　決＞

議　　長　　挙手全員によりまして、議案第１０号　農地利用最適化推進委員の辞任に同意することについては、辞任に同意することに決定いたします。
なお、この後、報告案件ございますが、少し休憩を取りたいと思います。

＜　休憩　＞

＜　再開　＞

議　　長　　時間になりましたので、再開いたします。
それでは、報告案件として、報告第９号から報告第１２号並びに集計報告について、一括して事務局の報告を求めます。

＜事務局、資料に基づき報告＞
＜事務局、集計報告＞

議　　長　　はい、ありがとうございます。
報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、何かご意見・ご質問ございますか。

（なしの声）

議　　長　　ご意見もないようでございますので、続きまして報告第１３号について事務局の報告を求めます。

＜事務局、資料に基づき説明＞

議　　長　　ありがとうございます。
ただいまの報告について、何かご意見・ご質問ございますか。

（なしの声）

議　　長　　それでは、ご意見もないようでございますので、続きまして報告第１４号について、事務局の報告を求めます。

＜事務局、資料に基づき説明＞

議　　長　　ありがとうございました。
ただいまの報告について、何かご意見・ご質問はございますか。

委　　員　　ここの農地は市街化調整区域の白地、農振農用地ということでいいですか。

事 務 局　　白地のところと青地のところも一部あります。

委　　員　　今回、８月１９日の住民説明会に出席しまして、私も農業委員になりまして初めてこういうことが起こったんですが、内容等々、今現状、どうなったのかという話を聞きに行こうかなということで出席いたしました。その内容は農業委員会にも報告して、今回の報告になっております。

専門的な知識がない中で、この報告書の中で書いてあるのが砂利とかクラッシャーとか撒いておるというところになっておるんですが、今回、今宿の住民の方が心配しておられるのは、コンクリートの砕石がアルカリ性を有しておると。あまり強度のアルカリ性であれば、食物にはふさわしくないと、作れないと話をされておって、この住民説明会の中でも冒頭、住民の皆さんに実際に撒いているコンクリートの砕石を皆さんに見てもらうと。その後、実演というんですかね、一昼夜、水で浸透させた砕石を試験紙を使ってアルカリ濃度をその場で示されたと。それが普通、ｐＨ７以上あればもう強度のアルカリやというような主張から、結果出てたのが０．９９８ぐらいのアルカリ性を示したと。もうほぼ１に近いと。これ見てくださいということで、住民の方にこんな怖いもんを撒いているよねというような主張をされたところから、住民の方はそんなもんは撒いたらかなわんと、撤去してくれというような意見が出ておりました。

何が言いたいかというと、一方的に住民の方がこれはどうなんのや、と責められて、最終的にはまた次回、その撤去する、また住民のために行っておるプロジェクト、再生というようなところが、住民はそんなことを期待してへんということで、民泊自体も反対されたということで、今現在、頓挫しておる状態でございます。住民は、今後、次回説明会、民泊をやめる、砕石については全部取り除く、この回答が十分でなければ我々は反対していく、工事はさせないと強く思われておるところでございます。

私としても、この地元農業委員としてどこまで関わるのが適切なのか、心配しております。

また、ここを契機にそれぞれのところで空き家や放棄地がある、そこで同様のことをされる可能性も出てくるので、どうしたらよいか心配しており、いろいろ事務局の方々と話をしているんですが、今後、どういうふうに顛末したらいいのかなと。これだけ住民が反対している中で押し通してできるものなのかどうかというところを心配しておりまして、反対にアルカリ性が強くても問題ないというような話が進んでいきますと、またまたそれで工事が再開されるとええのかなとも心配しております。

こういう形でその農地の確認に行ったときは、ちゃんと果樹園をするということで許可相当というようなことになるんですが、現実、やってくると、ええっ、こんなことされるんかということで、半ば不審に思うところ

もあるわけでございます。そういった意味でも現地確認、相当踏み込んだ形で確認していかんと、なかなか難しいんかなということを思いましたので、報告事項でございますが、一応思ったことを言わせていただいたというところでございます。

以上です。

議　　長　　ありがとうございます。

今のことについて、事務局のほうで何かコメントすることがあればお願いいたします。

事 務 局　　地元説明の中でも、いろいろと今、委員がおっしゃっていた地域再生のプロジェクトということで、この地域をいろいろとやっていきたいというところを民泊も絡めてご説明はされたようなところでございます。その中で、農地につきましては、もちろん取得した農地は農園、果樹園として活用していきますと、農地を守り生かしていくというふうなところで、地元の方にも説明はしておられるところではございます。

もともとここの農地につきましては、耕作放棄されていたような農地を取得されて、それをうまく果樹園とか菜園にした上でやっていこうというお気持ちを持たれている部分もあるので、うまくいけば農業振興という意味ではいい取組をされている面もあるのかなと考えております。

ただ、もちろん地域との連携が非常に大事だとは思うので、その辺りはうまく進めていただいて、農業のほうも振興できるように農業委員会の事務局としては、今後もいろいろと見ていきたいと考えております。

以上でございます。

議　　長　　ありがとうございます。

やっぱり地元の方が一番心配されていることが払拭されないと、なかなかその地元としては了解といいますか、賛同できへんなというふうに私も感じましたので、そういったところについては、事務局共々、地元の農業員さんもしっかりと確認していただいたり、注視をしていただくということが大事かなというふうに思いました。

ほか何かご意見いただきたいと思います。ご質問でも構いません。

（なしの声）

議　　長　　ないようでございますので、報告第１５号について事務局の報告を求めたいと思います。

＜事務局、資料に基づき説明＞

議　　長　　ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、何かご質問・ご意見等ございますか。

（なしの声）

議　　長　　事前に委員からご指摘いただいて修正したという説明がございましたが、ほかの委員さんもしっかり見ていただいて、おかしいところがあればおかしいということをまた事務局にご連絡いただければありがたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それでは、一応議案と報告事項を全て終わりましたが、最後に全体を通じましてご出席をいただいている推進委員の皆様、何かご意見等ございましたらご発言をいただきたいと思います。

推進委員　　１点確認で、今、和邇の件で話がありました。農業委員や推進委員をやらせていただいて、地域の苦情というような形で、それを承って調査、また指導というような形で農業委員、また推進委員がそれに対して対応する動きをするわけですが、その案内をいただいた中で何回行っても埒が明かないですというようなところが私の地域にもありまして、それをどうするんやと。対応として、話を事務局から事前に案内をしていただいていたとしても、それについて会ってももらえない、電話しても出ない。とりあえず、どうしようもないというようなところがやっぱりあるんですね。

地域の住民の方から苦情ということで、雑草等の処理を何とかしてくれとかいうようなことがあっても、それをまともに承っておられないというようなことが今現在まで私の経験の中では３回ほどあるんですが、今後、その後、案内して、事務局からも案内文書を送るとなっていても、その後どうするのか、農業委員、推進委員、また農業委員会としても決定するものがない中で進めていかなくてはいけない。今後、対応する方法等を考えてもらわなくてはどうしようもないよなというように思うんです。

それで、今後の進め方として、３回ほど同じところへ携わっていったわけですが、対応策を何とかこういう方法でするんやということをはっきりしていただくと、動き方としても楽だと思うんですが、その点だけご検討いただきたいなというように思います。

以上です。

議　　長　　ありがとうございます。いろいろとすぐに答えの出るようなものでもないなと思いますが、ご意見をいただいて、今後、またどこかで検討させていただきながら進めていけたらと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

ほかの推進委員さん、何かございますか。よろしゅうございますか。

（なしの声）

議　　長　　それでは、もう意見も出尽くしたようでございますので、司会にお返しをしたいと思います。ありがとうございます。

副 会 長　　ありがとうございました。以上をもちまして、本日の予定しておりました第３回定例総会の全日程を終了いたします。お疲れさまでございました。

議事録署名委員

議　長（村田　省三　委員）　　印

委　員（仲川　欣伸　委員）　　印

委　員（正田　富美子　委員）　　印